

千葉公園「賑わいエリア」「ドーム前広場」整備・運営事業

評価基準書

令和3年9月

千葉市

目次

1	本評価基準書の位置づけ	1
2	評価方法	1
3	評価体制	1
4	選定結果の公表	1
5	選定の手順	2

1 本評価基準書の位置づけ

本評価基準書は、千葉市（以下、「本市」という。）が、民間のノウハウや資金等を活用した「千葉公園「賑わいエリア」「ドーム前広場」整備・運営事業」（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、公募設置等予定者を選定するための評価基準等を示したものである。

2 評価方法

応募者から提出された、公募設置等指針に定める公募設置等計画に係る提案書等（以下「公募設置等計画等」という。）に対して、資格要件の審査、基本的事項の適格審査及び施設整備計画・施設管理運営計画等に関する評価を行う。

3 評価体制

公募設置等計画等の評価は千葉市公園等活用事業選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画等について、本評価基準書の内容に基づき評価を行い、選定委員会の評価結果を踏まえ本市が、設置等予定者及び次点者を決定する。

4 選定結果の公表

選定結果については、すべての応募者に個別に通知するとともに、設置等予定者及びその公募設置等計画の概要を公表する。

5 選定の手順

設置等予定者の選定は、次の2段階で実施する。

- ・ 第1審査として本市（事務局）が応募資格要件の審査及び都市公園法第5条の4第1項に基づく公募設置等計画等の審査を行う。
- ・ 第1審査を通過した計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づき、選定委員会による評価を行う。

（1）法に示す基準との適合性の審査

- ・ 第1審査では、都市公園法第5条の4第1項に基づき、下記に示す、基準との適合について審査を行う。
 - ① 公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること
 - ② 公募対象公園施設の設置又は管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当すること
 - ③ 公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者ないこと
 - ④ 本市の負担額が公募設置等指針に定められた上限額以内であること
 - ⑤ その他、事業実施条件からの逸脱等、重大な不適切箇所がないことを審査する。

（2）本評価基準書による評価

- ・ 第1段階の審査を通過したすべての公募設置等計画等について都市公園法第5条の4第2項に基づき、本評価基準書に従って評価を行う。
- ・ 選定委員会は、応募者のプレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、別表に示す評価基準に従って公募設置等計画等の評価を行う。
- ・ 價格提案は、下記の方式により評価する。

①整備費【20点】

$$\text{評価点} = 10 \text{点} \times (\text{応募者から提案された最も低い市の整備費負担割合}) / (\text{当該事業者の提案における市の整備費負担割合})$$

$$10 \text{点} \times (\text{当該事業者の提案における整備に要する費用}) / (\text{応募者から提案された最も高い整備に要する費用})$$

②管理運営費【10点】

$$\text{評価点} = 10 \text{点} \times (\text{応募者から提案された最も低い市の年額管理運営費負担額}) / (\text{当該事業者の提案における市の年額管理運営費負担額})$$

※年額管理運営費負担額= 年間負担金額一年間使用料（設置許可使用料・管理許可使用料の総額）

審査の進め方

